明石市放課後児童支援員認定資格研修に関するQ&A

番号	質問	回答
1	本人以外からの申込みはできますか。	本人以外からの申込みはできません。
2	放課後児童クラブに勤務していませんが、申込みはできますか。	放課後児童クラブに勤務していない場合でも、受講資格を満たしている方で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする場合、申込みすることはできます。
3	他市の児童クラブで勤務していますが、申込みはできますか。	県内の児童クラブに勤務であれば、申込みはできます。ただし、申し込み状況により、受講をお断りする場合があります。
4	他市に在住ですが、申込みはできますか。	県内に在住であれば、申込みはできます。ただし、申し込み状況により、受講をお断りする場合があります。
5	申込みましたが、都合により受講できなくなりました。受講者の変更はできますか。	申込み締切日以降は、受講者の変更はできません。
6	開催日程（4日間）のうち、3日目に予定があり参加できません。その場合でも申込みはできますか。	申込み時点で、参加できない日が判明している場合は、申込みをご遠慮ください。 ※定員に限りがあるため、修了見込みがないにも関わらず申込みをされますと他の方の受講の機会を奪うことになりかねませんので、ご配慮くださいますようお願いします。
7	本人確認書類は、保険証の代わりに被保険者資格証明書の写しでもいいですか。	保険証の代わりに、被保険者資格証明書の写しでも受付します。ただし、本人確認書類は有効期限内のものに限ります。
8	本人確認書類は、有効期限の切れた運転免許証でもいいですか。	本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。
9	運転免許証の代わりに運転経歴証明書の写しでもいいですか。	運転免許証の代わりに運転経歴証明書の写しでも受付します。
10	本人確認書類に記載されている住所が現住所と異なります。住所変更が必要でしょうか。	氏名及び生年月日が一致していれば、住所が現住所と異なる場合でも本人確認書類として受付します。
11	受講資格に記載のある資格を取得見込みですが、申込みはできますか。	申込みできます。申込み時には卒業見込証明書等を提出してください。 ただし、翌年度の始期までに基礎資格取得後は、速やかに市担当課までお持ちください。
12	保育士の資格を持っていますが、全科目受講することはできますか。	受講できます。
13	保育士の資格を持っていますが、4科目の免除科目のうち任意の2科目を受講することはできますか。	受講できます。

14	教員免許状を紛失してしまいました。発行元の都道府県に連絡しましたら、「教員免許状の再発行はできない。」と言われました。代わりの書類はありますか。	教員免許状の代わりに、「教育職員免許状授与証明書」の写しを提出してください。
15	受講資格を証する書類（保育士証、教員免許状等）が現在の氏名と異なりますが、氏名の変更が必要でしょうか。	受講資格を証する書類の氏名を変更していただくか、氏名が変更になったことが確認できる公的書類（戸籍抄本等、コピー可）を添付してください。
16	短期大学を卒業しましたが基準第10条第3項第5号の「学校教育法の規定による大学」に該当しますか。	該当します。
17	基準第10条第3項第5号に該当することを証する書類はどのようなものがありますか。	社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科を卒業したことがわかる卒業証明書のコピーを提出してください。 卒業証明書だけでは上記学科を卒業したことが不明確な場合は、履修した科目がわかる書類（履修証明書など）を提出いただく場合があります。
18	定員を超えて申込みがあった場合はどうなりますか。	定員を超えて申込みがあった場合は、受講をお断りする場合があります。
19	申込み後に氏名、住所等が変更になりました。どうすればいいでしょうか。	適宜、変更の内容を事務局に申し出てください。なお、氏名が変更になる場合は、変更後の氏名が記載されている運転免許証、保険証、パスポートの写しを提出してください。
20	欠席、遅刻、早退の場合は、どうすればいいでしょうか。	欠席、遅刻の場合は、必ず事前にご連絡ください。（連絡先は、受講証に記載しています。） 早退する場合は、事務局にお声がけの上退出してください。 なお、１科目につき15分以上の遅刻、早退、離席等があった場合は、その科目についての修了を認めません。最終日に欠席した場合は、後日、事務局に受講証を提出していただく必要があります。
21	受講証を忘れてしまいました。受講できますか。	原則として、受講証がない場合は、受講できません。事務局にご相談ください。
22	研修会場に駐車場はありますか。	研修のために用意する駐車場はありません。なるべく公共交通機関をご利用ください。
23	研修会場にレストランはありますか。	研修会場に、レストラン等の店舗はありません。 ただし、研修会場の自席で持参したお弁当等を食べていただくことはできます。

24	修了証はいつ交付されますか。	研修修了から１か月程度で受講者の連絡先住所宛に簡易書留にて郵送します。 ただし、翌年度の始期までに受講資格に該当見込みがある者として受講された方は、基礎資格を取得されたことを確認してから交付します。 基礎資格取得後は、速やかに市担当課までお持ちください。 連絡先住所の不備や保存期間経過などにより修了証が返戻された場合は、再郵送にかかる費用（定形外、簡易書留料金の440円）は受講者に負担していただきます。
25	修了証に記載されている氏名、申込時の住所が変更になりました。修了証を修正してもらえますか。	氏名等の変更届の様式を明石市ホームページ（放課後児童クラブのページ）に掲載していますのでご確認いただきまして、お手続きください。
26	修了証を紛失してしまいました。再発行してもらえますか。	再発行申請の様式を明石市ホームページ（放課後児童クラブのページ）に掲載していますのでご確認いただきまして、お手続きください。